

日弁連総第74号
2013年(平成25年)11月13日

法務大臣 谷 垣 禎 一 殿

日本弁護士連合会
会長 山 岸 憲 司

弁護人等から未決拘禁者への便せん及び封筒の差し入れについての申入書

申入れの趣旨

- 1 各刑事施設において、弁護人等が未決拘禁者に対し、接見交通権の行使として、便せん及び封筒の差し入れを求める場合に、当該施設が指定する事業者を通じた差し入れのみに限定して、その他の直接の差し入れ(窓口又は郵送を問わない。)を認めないとする取扱いをしないよう求める。
- 2 各刑事施設の長に対して、弁護人等が未決拘禁者に対し、接見交通権の行使として、便せん及び封筒の差し入れを求める場合に、当該施設が指定する事業者を通じた差し入れのみに限定して、その他の直接の差し入れ(窓口又は郵送を問わない。)を認めないとする取扱いをしないよう周知させ、これに合わせて各刑事施設の達示等の内部規則を改正するよう通知することを求める。

申入れの理由

便せんなどの筆記用紙及び封筒について、弁護人等が未決拘禁者に対し、接見交通権の行使として差し入れを求める場合には、指定する事業者を通じた差し入れのみに限定して、その他の直接の差し入れ(窓口又は郵送を問わない。)を認めないとする取扱いが相当ではないことは、平成22年3月12日付け法務省矯成第1138号・法務省矯正局成人矯正課長発の「弁護人等から被告人への便せん及び封筒の差し入れについて(通知)」のとおりであり、同日付けで、同通知は各矯正管区長及び各刑事施設の長らに発出された。

しかし、現在に至っても、刑事施設によっては、弁護人等が未決拘禁者に対し、接見交通権の行使として便せん及び封筒の差し入れを求めたことに対し、当該施設が指定する事業者を通じた差し入れのみに限定して、その他の直接の差し入れ(窓口又は郵送を問わない。)を認めない事案が後を絶たない。

このような事態は、刑事施設ごとの達示等の内部規則が、同通知以前のまま改正されず、差し入れの担当職員において、従前の内部規則等に従って、当該施設が指定する事業者を通じた差し入れのみに限定して、その他の直接の差し入れ（窓口又は郵送を問わない。）を認めない取扱いを未だに行っていることに起因している可能性もある。

そこで、便せんなどの筆記用紙及び封筒について、弁護士等が未決拘禁者に対し、接見交通権の行使として差し入れを行うことが不当に妨げられることがないよう改めて確認することを求めるとともに、各刑事施設の長にこれを周知させ、従前の内部規則等を改正するなど過誤のない体制をとられるよう求めるものである。